省　令

○文部科学省令第七号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条及び同法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十四条の二　文部科学大臣は、国立大学法人等が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

別表第四東京医科歯科大学の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令中第十四条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表第四の改正規定及び附則第二条の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校（以下「旧専修学校」という。）は、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則別表第四の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日に旧専修学校に在学する者が当該旧専修学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

○厚生労働省令第二十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項及び第三項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第六条第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第一条　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第六条第四号から第九号まで」を「第六条第五号から第十号まで又は第十二号」に改め、「掲げる額」の下に「（第六条第十二号に掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）」を加える。

第五条第一項第一号イ中「四万七千五百六十八円四十三銭」を「四万七千六百六十円十六銭」に、「0.3756」を「0.3960」に、「896円75銭」を「868円80銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九二八九二」を「〇・〇九六四一〇」に、「0.000000683」を「0.000000753」に、「0.008023」を「0.007436」に改め、同項第二号イ中「九千二百五十円八十五銭」を「九千二百五十五円三十五銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一八二七九九六三五九」を「〇・〇一八六五八〇三六七六一」に改め、同条第三項中「四十七万円」を「五十万円」に、「470,000円」を「500,000円」に改め、同条第三項中「九千二百五十円八十五銭」を「九千二百五十五円三十五銭」に、「〇・〇一八二七九九六三五九」を「〇・〇一八六五八〇三六七六一」に、「十二万円」を「十三万円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「9,250円85銭」を「9,255円35銭」に、「0.018277996359」を「0.018658036761」に改め、同条第四項中「一万三百三十六円九十六銭」を「一万九百二円二十銭」に、「〇・〇一三〇八四七八〇八三四」を「〇・〇一四八九五七二一二」に、「10,336円96銭」を「10,902円20銭」に、「0.013084780834」を「0.014895747212」に改める。

第六条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「による療養の給付に係る一部負担金の減免額」の下に「（前号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「額の合算額が」を「額（前号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下この号において同じ。）の合算額が」に、「額、」を「額（前号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）、」に、「額及び」を「額（同号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）及び」に、「控除した額の」を「控除した額（同号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）の」に改め、「当該療養の給付に係る一部負担金の減免額」の下に「（施行令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該被保険者がなお負担すべき額について行つた減免額に限る。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、世帯主及びその世帯に属する被保険者（以下この号において「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定の適用があるものとして同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助について同法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額（以下この号において「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の三月分に相当する額以下である世帯の入院療養を受ける被保険者に対する一部負担金の減免額がある場合

当該入院療養に係る一部負担金の減免額（施行令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該被保険者がなお負担すべき額について行つた減免額に限る。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の二分の一以内の額

附則第二条の表第六条第三号の項を次のように改める。

第六条第三号	被保険者	一般被保険者
	当該被保険者	当該一般被保険者
第六条第四号	被保険者に係る額	一般被保険者及び退職被保険者等に係る額
	被保険者に係る一部負担金	一般被保険者に係る一部負担金
	当該被保険者	当該一般被保険者

附則第四条の表第四条第一項第一号イの項中「第二号イに掲げる額」を「第二号イ及びロに掲げる額の合算額」に改め、同表第四条第一項第一号ロの項中「第二号イに掲げる額」を「第二号イ及びロに掲げる額の合算額」に改め、同表第四条第一項第一号ハの項中「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額」の下に「（法附則第二十六条第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令附則第十六条の二第一項に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額に算定政令第二十条の二第三号に規定する基準割合を乗じて得た額）」を加える。